

# 平成23年度埼玉県介護支援専門員更新研修実施要領

## (実務未経験者向け 46時間コース)

### 1 研修の目的

介護支援専門員更新研修実施要綱に基づき、介護支援専門員証の更新にあたり、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とします。

### 2 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（埼玉県知事指定研修実施機関）

### 3 受講対象者

埼玉県で介護支援専門員の登録を受けている方のうち、介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する方であって、介護支援専門員証の更新をしようとする方。（これまでに介護支援専門員として実務に就いたことがない方で、今後介護支援専門員としての業務に就く予定のある方。）

### 4 研修期間

研修は、別紙《研修日程》のとおり実施します。希望する研修期間を選択してください。ただし、申込の状況により、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。なお、各研修期間で講義の順番が前後する場合がありますが、研修内容は同一です。

### 5 研修内容

「介護支援専門員更新研修実施要綱」及び「認定調査員研修実施要綱」に基づく研修課程（合計7日間・46時間）。別表カリキュラムのとおり。

### 6 研修修了要件

研修の全課程を修了した方を修了者とします。修了者には、本会から修了証明書を交付します。研修事業終了後に本会から埼玉県に修了者名簿を提出します。

### 7 研修費用

#### (1) 受講料

**30,000円**（埼玉県手数料条例に定められた金額）

#### (2) 支払方法

受講申込後、別途郵送する「受講決定のお知らせ」に同封する払込票にてお振込みください。お振込みいただいた受講料につきましては、受講開始後は返金できませんのでご了承ください。

### 8 申込方法

別添の受講申込書に必要事項をご記入の上、11申込み・問い合わせ先まで郵送でお申込みください。（FAX、メール不可）

なお、以下の内容を確認し、記入漏れのないように手続きをしてください。

#### (1) 申込期限

**平成23年12月16日（金）必着**

(2) 研修時期の選択

『平成24年1月から3月』、『平成24年4月から6月』のどちらかを選択し、欄にチェックしてください。

(3) 研修日程の選択

『平成24年1月から3月』を希望した方は、第4・5日と第6・7日において希望する日程番号を第3希望まで希望日程欄に記入してください。(第4・5日：①日程～⑥日程、第6・7日：①日程～⑥日程)

なお、第4・5日と第6・7日の間は、介護支援サービスの基礎技術に関する実習(以下「実習」という。)を行いますので、約3週間の期間を空けて選択してください。

## 9 受講決定

受講申込をされた方には、平成24年1月上旬に郵送により受講決定のお知らせをします。平成24年1月17日(火)を過ぎても受講決定のお知らせが届かない方は、11申込み・問い合わせ先までご連絡ください。

なお、『平成24年4月から6月』を選択された方へは2月中旬頃に日程等の詳しい情報をお知らせします。

## 10 その他

- (1) 更新研修は、有効期間満了日までに全課目を修了する必要があります。
- (2) 住所や氏名などの登録事項に変更がある場合は埼玉県への手続きが必要ですので、直接県高齢介護課(電話：048-830-3232)へお問い合わせください。

## 11 申込み・問い合わせ先

埼玉県社会福祉協議会 研修開発部 ケアマネジャー業務課

(住所) 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

(電話) 048-824-3111

※お問い合わせは、平日の9時～17時の間にお願いします。

※電話番号をお間違えのないようお気を付けください。

## 《研修日程》

【平成24年1月から3月まで】

	日 程	会 場	研 修 時 間
第1日	1月24日 (火)	埼玉会館	10:00~19:00 (予定) (各日程受付 9:15~)
第2日	1月25日 (水)		
第3日	1月26日 (木)		
第4・5日 (選択)	①日程 1月28日 (土)・2月1日 (水)	彩の国 すこやかプラザ	10:00~17:30 (各日程受付 9:15~)
	②日程 2月2日 (木)・3日 (金)	埼玉建産連 研修センター	
	③日程 2月8日 (水)・9日 (木)	埼玉建産連 研修センター	
	④日程 2月11日 (土・祝)・18日 (土)	彩の国 すこやかプラザ	
	⑤日程 2月15日 (水)・16日 (木)	埼玉建産連 研修センター	
	⑥日程 2月20日 (月)・21日 (火)	埼玉建産連 研修センター	
実習	<p>※実習は、第1~5日で学んだ内容をもとに利用者の協力を得て面接場面を経験し、レポートを作成していただくものです。そのため、第4・5日と第6・7日の間は、約3週間の期間を空けて日程を選択してください。実習に関する詳細については、研修中に行う実習オリエンテーションでお知らせいたします。</p> <p>※別紙「実習及び自己学習のお知らせ-概要版-」をご覧ください。</p>		
第6・7日 (選択)	①日程 2月25日 (土)・26日 (日)	彩の国 すこやかプラザ	10:00~17:30 (各日程受付 9:15~)
	②日程 3月1日 (木)・2日 (金)	埼玉建産連 研修センター	
	③日程 3月7日 (水)・8日 (木)	埼玉建産連 研修センター	
	④日程 3月14日 (水)・17日 (土)	彩の国 すこやかプラザ	
	⑤日程 3月19日 (月)・20日 (火・祝)	埼玉建産連 研修センター	
	⑥日程 3月24日 (土)・25日 (日)	彩の国 すこやかプラザ	

\* (第4・5日) と (第6・7日) の分割受講はできません。

\* 会場の詳細は《会場案内》を参照ください。

【平成24年4月から6月まで】

	日 程	会 場	内 容
第1日	第1日~第3日 <b>4月中</b> ※日程の選択はできません。	さいたま市内	10:00~19:00 (予定) (各日程受付 9:15~)
第2日			
第3日			
第4・5日 (選択)	4月~5月の間 ※複数日程から選択できます	彩の国 すこやかプラザ 他	10:00~17:30 (各日程受付 9:15~)
実習	<p>※実習は、第1~5日で学んだ内容をもとに利用者の協力を得て面接場面を経験し、レポートを作成していただくものです。そのため、第4・5日と第6・7日の間は、約3週間の期間を空けて日程を選択してください。実習に関する詳細については、研修中に行う実習オリエンテーションでお知らせいたします。</p> <p>※別紙「実習及び自己学習のお知らせ-概要版-」をご覧ください。</p>		
第6・7日 (選択)	5月~6月の間 ※複数日程から選択できます。	彩の国 すこやかプラザ 他	10:00~17:30 (各日程受付 9:15~)

\* (第4・5日) と (第6・7日) の日程は2月中旬頃にお知らせします。

\* 会場・日程数等は予定ですので変更になる場合があります。

## 《会場案内》

※日程により会場が異なります。

※各会場とも公共交通機関をご利用ください。

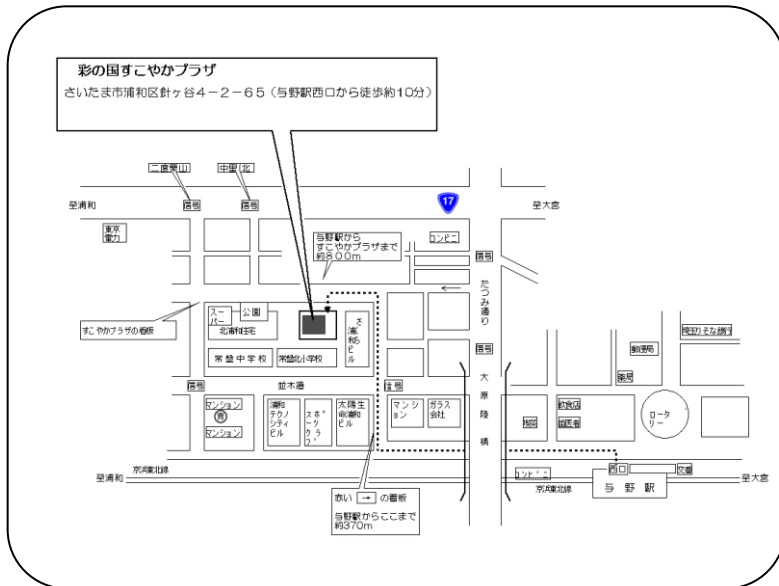


### 【埼玉会館 大ホール】

さいたま市浦和区高砂3-1-4

JR浦和駅（西口）

下車徒歩約6分



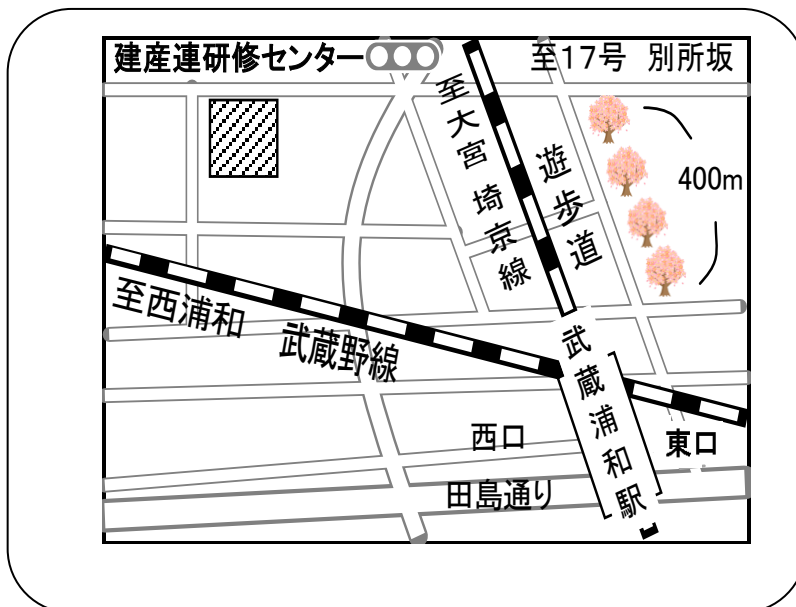
### 【彩の国すこやかプラザ

#### 2階セミナーホール】

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

JR京浜東北線与野駅（西口）

下車徒歩約10分



### 【埼玉建産連研修センター

#### 3階多目的大ホール】

さいたま市南区鹿手袋4-1-7

JR武蔵野線・埼京線武蔵浦和駅

下車徒歩約10分

※武蔵浦和駅西口は大規模な工事が行なわれているので、東口をご利用ください。

東口にある「花と緑の散歩道（遊歩道）」を進み、高架下にコインランドリーがあるので、左折してください。

※会場にエレベータはありません。

## 埼玉県介護支援専門員更新研修（46時間コース）カリキュラム

- ◆ 研修時間：日程により開始及び終了時間が異なります。また、修了するためには所定の時間、課目を全て履修する必要があります。したがって、遅刻や早退は認められません。交通機関の遅れなど万が一の場合も想定し、万全の準備で参加してください。

	課 目	内 容
第1・2・3日	○ 介護保険制度の概要	介護保険制度の基本理念を理解する。地域包括支援センターの役割と介護支援専門員が受ける日常的な支援内容、情報提供や連携の必要性等についての講義。
	○ 介護支援専門員の機能と役割	利用者の自立支援を図るために必要な介護支援専門員の機能や役割を認識する。
	○ 介護支援サービス（ケア初 外）の基本	介護支援サービスの意義と目的、介護支援サービスにおけるチームケア、プロセスについての講義。利用者の権利擁護の視点に立った介護支援専門員の倫理と基本姿勢などについて学ぶ。
	○ 介護予防ケアマネジメント	予防給付においては、利用者の生活状況を適切に把握し、それに基づき生活機能の改善可能性の評価を行い、利用者が意欲を持って必要な支援を活用しながら自立した生活を送るようなケアマネジメントを行うことが求められている。このようなケアマネジメントを行うための基本的な考え方、プロセスについて学ぶ。
	○ 介護支援サービスの基礎技術 ・受付及び相談と契約	介護サービスの利用を希望して介護支援専門員に相談する利用者だけでなく、介護支援サービス、各種介護サービスを必要とする利用者の発見とそれらの者を介護支援サービスに結びつけることが重要であることの理解を図るための講義。また、契約は重要事項の説明を終了した法律行為であり、利用者が主体であることを保障するために苦情申し立てや権利擁護が制度化され、利用者が主体であることを認識し、利用者の自立を支援する視点の必要性を学ぶ。
	○ 介護支援サービスの展開技術 ・相談面接技術	利用者の権利擁護の視点に立ち、自立支援を図る上で必要なアセスメントを行うための相談面接技術の習得についての講義と演習。
	○ 要介護認定のしくみ	要介護認定等に係る認定調査方法や要介護認定等基準の基本的な視点と概要を理解し、利用者の状態がどのように要介護度等に反映されるかについての講義。
	○ 実習カテゴリー①	介護支援サービス（ケア初 外）に関する実習についてのカテゴリー。
第4・5日	○ 介護支援サービスの基礎技術 ・課題分析の方法 ・居宅サービス計画等の作成 ・介護予防支援 ○ 実習カテゴリー②	アセスメントにより解決すべき生活全般の課題が明らかになることを理解し、的確な情報の把握と分析の必要性について理解する。 アセスメントから明らかになった生活の目標と課題について、自立支援の理念を具現化し、利用者の生活の目標を実現するための居宅サービス計画等の原案作成の演習をとおして理解を進める。
実習	○ 介護支援サービス（ケア初 外）に関する実習	これまでの講義や演習をもとに、実習の目的とねらいについて理解した上で、各自一事例を選定して認定調査、社会資源調査、アセスメント及び居宅サービス計画等作成の実習を行う。
第6・7日	○ 介護支援サービスの基礎技術 ・ケア初・居宅サービス計画等作成演習 ・モニタリングの方法 ○ 介護支援サービスの展開技術 ・チームプレー演習 ○ 意見交換	アセスメントにより明らかになった解決すべき課題について事後的・客観的評価を行うことにより、総合的な援助の方針及び目標設定の整合性を確認し、居宅サービス計画等の再作成を行う方法と技術について学ぶ。 ロールプレイ等の演習をとおして、それぞれのサービス提供者等専門職チームによる相互理解を図ることの重要性やアセスメントの客観性を担保することの重要性について理解する。

\*（第4・5日）と（第6・7日）の分割受講はできません。

### 《実習及び自己学習について》

実習は、各自で実習協力者を選定し、その方に関する①要介護認定調査、②社会資源調査、③アセスメント及び居宅サービス計画（ケアプラン）作成等を行っていただき、実習報告書及び上記①～③のレポートを提出していただくものです。

実習及び自己学習の進め方は、研修初日に配布する「演習・実習の手引き」でお知らせします。

なお、本研修では、「四訂介護支援専門員実務研修テキスト」（財団法人長寿社会開発センター）、  
「四訂居宅サービス計画書作成の手引／第2版」（財団法人長寿社会開発センター）を配布する予定ですので、あらかじめ購入する必要はありません。